

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、「支給済み保護費の返還決定について」と題する通知書（令和5年8月16日付〇〇号。以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

収入額が（夫の年金）1,752,312円の内、平成29年から令和3年までの分は（1,348,622円）処分は不当である。

※住居が見つからない為厳しい。

※〇〇で手術を進められているが、夫も持病がある為家を空けられず注射と薬で済ませている。

※保護受給月（令3.12月）からの分は分割での返還はするつもりである。

※事務系の仕事があれば働きたいが、〇〇才では無理。

自立更生免除の適用をお願いする。

※住居が見つかるまでの差額等

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、

棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月18日	諮問
令和7年 9月24日	審議（第104回第3部会）
令和7年10月29日	審議（第105回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

(2) 収入の認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定するとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アによれば、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定するとしている。

(3) 費用返還義務

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5・答・(1)は、法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるから、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとしている。

なお、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしていると解されている（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・訟務月報60巻2号381頁。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）。

(4) 自立更生免除

問答集問13-5・答・(2)は、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合について、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱い（以下、この取扱いを「自立更生免除」という。）として差し支えない範囲を挙げ、その範囲として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。」（同・エ）等がある。

上記と同じ趣旨として、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）1・(1)は、法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとした上で、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」については、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充

てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を控除して差し支えないとしている。

一方で、取扱通知1・(2)は、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、同・(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められるとし、その取扱いとして、同・(ア)は、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」（同・1・(2)・(ア)・③）等について説明しておくこととし、同・(イ)は、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」としている。

そして、同・(ウ)は、資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること、また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を支給時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給権の全額を対象とすることとしている。

(5) 次官通知等の位置付け

次官通知、局長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法の処理基準である。また、取扱通知は、同法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。さらに、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものであると認められる。

2 本件処分についての検討

(1) 法63条の規定の適用

これを本件についてみると、令和5年3月15日に請求人の夫が過

去の老齢基礎年金（平成29年10月分から令和5年1月分までの年金）として1,725,428円を遡及して受給したことが認められる。

そして、処分庁は、令和3年12月28日の保護開始時から資力が具現化した令和5年2月までに請求人が受領した保護費が2,514,573円であり、同期間の資力に相当する1,752,312円（別紙1「収入認定額（資力）の算出根拠」参照）について、資力があるにもかかわらず保護を受けたものとして、返還を求める処分（本件処分）を行ったことが認められる。

法4条1項の規定及び次官通知（1・(2)）からすれば、年金収入は、最低限度の生活を賄うために活用すべきであり、保護は、当該収入によってもなお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである（保護の補足性）。そして、遡及して受給した年金収入については、年金受給権発生日が保護開始前となる場合であっても、既に支給された保護費の額の範囲内で年金受給額の全額が法63条に基づく返還の対象となり（同・(3)）、1年以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定するとされていること（同・(2)）からすれば、請求人の年金収入について、法63条の規定を適用して返還を求めることとした処分庁の判断には、違法又は不当な点はないものといえることができる。

(2) 本件処分による返還金額

被保護者に年金収入がある場合、同収入は収入認定され（1・(2)）、被保護者に資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、受けた保護費の範囲内で返還しなければならない（同・(3)）、遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、定期的に支給される年金の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると厳格に対応することが求められるとされている（同・(4)）。本件において、処分庁は、担当職員の求めに対して請求人が収入申告をしなかったため、職権で収入認定を行い、自立更生免除を適用せずに、返還金額を決定したのであるが、その判断に不合理な点は認められず、また、返還金額の算定についても違算は認められない。

(3) 小括

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、請求人の夫の年金収入があったとして返還を求められたもののうち、平成29年から令和3年までの支給分の返還を求める処分は不当であると主張する。

しかし、資力の発生時点は、年金受給権発生日となること、また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象は既に支給された保護費の額の範囲内で受給権の全額となることは、取扱通知1・(2)のとおりであり、本件処分は同通知に則って行われたものである。

また、請求人は、自立更生免除の適用を主張する。

同・(ア)は、「保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、『真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと』等について説明しておくこと」としているところ、本件においては、処分庁が請求人に対し、このような説明をした事実は確認されない。

しかし、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては厳格に対応することが求められ（取扱通知1・(2)）、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること（同・(2)・(イ)）とされていること、また、担当職員が年金通知類の提示を依頼したにもかかわらず、請求人が収入申告を行わなかった状況を考慮すると、自立更生費等の控除について真にやむを得ない理由に相当する事情は認め難いといわざるを得ない。

したがって、請求人の主張はいずれも採用できない。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われ

ているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙1 及び別紙2 (略)